

最終処分場緊急特別対策検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 奈良県宇陀市室生区多田にある最終処分場（以下「最終処分場」という。）が設置者の経営破綻によりその維持管理が放置され、それにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあることから、その対応策等を調査検討するとともに、最終処分場への今後の対応策の検討を行うため「最終処分場緊急特別対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 最終処分場における廃棄物及び地下水等の調査に関すること
- (2) 生活環境の保全上の支障除去に係る効果的あるいは合理的な対応策の検討に関すること
- (3) 最終処分場に対する行政の対応に関すること
- (4) その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定める。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（守秘義務）

第6条 委員会に出席した者は、正当な理由なく、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 委員会の事務は、奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。